

事務連絡
平成21年11月18日

各 都道府県 障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

福祉・介護人材の処遇改善事業申請の際における添付資料の簡素化について（お願い）

福祉・介護人材の処遇改善事業の実施・運営に当たりましては、多大なご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、先般、先に調査をお願いしていた本事業の申請率について、10月末現在の申請率が60%になった旨、公表いたしました。併せて、都道府県別の状況及び「申請していない事業所に対するアンケート調査」の結果についても、公表したところです。（別添参照）

この「申請していない事業所に対するアンケート調査」によると、申請しない理由の1つに「事務作業が煩雑のため」との理由が挙げられており、その具体例のひとつとして「極力事務の省力化を考えてほしい」との意見がありました。

本事業の申請に当たっての添付資料については、本年8月11日付の事務連絡「福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領等について」におけるQ&A問28において「事務処理要領に定める添付書類以外の書類を一律に求める場合には、その内容について、必要性の有無及び事業者の事務負担も考慮し、慎重に検討されたい」とのお願いを行っているところです。

つきましては、申請書の審査に際しては、都道府県において把握可能な法人の基本情報等の書類や、職員に対して処遇改善計画書の内容を周知した証明書類について提出を求めない等、最低限必要な資料の確認にとどめていただきますようお願いいたします。

今後とも、さらなる申請率向上に向けて、本助成金の活用促進に向けた取り組みをお願いいたします。

<照会先>
社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課福祉サービス係 松永・加藤
(代表)03-5253-1111 (内線3036・3091)
(夜間)03-3595-2528